

保護者の皆様へ

相模原市立谷口中学校
校長

インフルエンザによる出席停止の扱いについて（欠席報告書）

インフルエンザの流行する時期になってまいりました。インフルエンザは、感染力が強く、短期間に多くの人にうつる可能性が高いため、「学校感染症」に指定されています。そのため、医師よりインフルエンザと診断された場合は、出席停止扱いとなり、停止期間は欠席の扱いになりません。平成24年4月より「学校保健安全法施行規則」の一部改正がありました。このことから「インフルエンザに関わる出席停止期間基準についての変更」を以下のようにいたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

【変更後】「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」とする。

* 但し、登校可能日になっても頻繁な咳や鼻水等の症状が残っている場合は、登校を見合わせてください。

本校では、インフルエンザ欠席報告書を学校で作成し、発行しています。インフルエンザが治癒し、登校を開始する際には、保護者の方が下記の「インフルエンザ欠席報告書」に必要事項を記入の上、**学校に登校する際に必ず持たせてください。**

また、登校当日は朝に検温をするなど、健康観察を必ずお願いいたします。医療機関では、インフルエンザに関して治癒証明書は出していないのでご注意ください。

キ リ ト リ

インフルエンザ欠席報告書 〈 谷口中学校 〉

令和 年 月 日

年 組 生徒氏名	保護者名						印
発症日(発熱)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目(登校可)	
① /	/	/	/	/	/	/	

①と②の両方を満たしていれば、登校可能です。

※日にちがずれてしまった場合は、
遅い日にちで登校してください。

②

解熱日	1日目	2日目	3日目(登校可)
/	/	/	/

受診医療機関名： _____

☎ 解熱しましたら、必ず学校にご連絡をお願いします。

[インフルエンザA / インフルエンザB / 新型] いずれかに○印をしてください。